

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年7月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800005号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800009号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年12月21日から平成10年1月1日に訂正し、平成9年12月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成9年12月21日から平成10年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年12月21日から平成10年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年4月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成12年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年3月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年12月21日から平成10年1月1日まで
② 平成12年3月1日から同年4月1日まで

私は、平成7年10月2日から平成9年12月31日までの期間において、A社に勤務したが、年金記録では厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年12月21日となっている。しかし、給与支給明細書により、平成9年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、喪失年月日の記録を同年12月21日から平成10年1月1日に訂正してほしい。

また、試用期間を含めて平成11年11月15日から平成12年6月9日までの期間において、B社に勤務したが、年金記録では厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年4月1日とな

っている。しかし、給料明細により、平成 12 年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、取得年月日の記録を同年 4 月 1 日から同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者の雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給与支払明細書によると、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成 9 年 12 月の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に倒産している上、請求期間①当時の事業主は、同社に係る当時の資料を保管していない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された源泉徴収票及び給料明細並びに当時の幹部社員の回答によると、請求者は、当該期間においてB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成 12 年 3 月の標準報酬月額については、上記給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、平成 12 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日及び雇用保険の加入記録における資格取得年月日は同年 4 月 1 日と一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 4 月 1 日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。